

## メキシコにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	関税分類の変更による高輸入関税賦課	・2013年半ば、メキシコ税関当局は、太陽光パネル(完成品)の輸入に対する関税分類基準を見直し、従来のHSコード「85.41 太陽光パネル」(無税)を「8501.31.01 発電機(Generators)」(15%)に変更。当局は、変更の理由は「ダイオードを含むため」とするのみで、当社の「バイパスダイオードは発電機能を有さず当局指摘のダイオードとは異なる」との主張を斟酌することなく否定。また、太陽光パネル国内産業が極めて限定的な規模であるにも拘らず、「国内産業振興」を目的として関税を課すことは不合理。 (継続)	・太陽光パネルに係る関税分類を従来どおり「85.41 太陽光パネル」(無税)に戻されたい。	
	日鉄連	(2)	輸入関税率の変更・引き上げ	・2010年2月9日、一般関税率の変更とPROSECの改定に関する政令を施行。一般関税率に関しては、2012年1月以降は一部品目(5%)を除き、0%となる予定。(但し、2010年1月1日に関税撤廃となっていた鋼材が、品目に応じて3%、5%、7%の何れかとなった。) 2011年1月1日、PROSEC(自動車向け3%、電器向け5%、電子向け0%等の優遇関税が適用されるスキーム)に関しては、2010年2月10日に一般関税が変更となった品目について、PROSEC対象から削除された。これによって、一部の鋼材で日墨EPAに基づく用途別免税制度を活用することとなる。 2012年1月1日、2010年2月9日に施行された政令に従って、一般関税率が0%に引き下げ。 2012年2月、全国鉄鋼会議所(CANACERO)、全国金属機械工業労働者組合(SNTIMMSA)が2012年からMFN関税を概ねゼロとすることを定めた2010年2月9日付官報公示政令の適用停止を求めるアンパロ(違憲訴訟)を起こした。 2012年6月29日、関税撤廃措置の執行停止裁定の判決が確定。裁判所は経済省に対し、2011年時点の関税率に戻すことを命じた。 2012年8月1日、2010年2月9日に引き下げられた一般関税率を0%から3%に引き上げた。 2015年10月8日、スラブ、厚板、熱延鋼板、冷延鋼板、線材など97品目の一般関税を180日間15%へ引き上げ。 2016年4月5日、同措置をさらに180日間延長。 2016年10月7日、同措置をさらに180日間延長。 2017年4月6日、同措置をさらに180日間延長。 (メキシコ経済省、非FTA締結国からの一部鉄鋼製品(HS72類97品目)に対する暫定輸入関税15%について適用期間を2017年10月3日まで延長) (追加)		・鉄鋼97品目の一般関税率15%を再々延長する政令第1条(2017年4月6日付官報公示) <a href="http://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5478955&amp;fecha=06/04/2017">http://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5478955&amp;fecha=06/04/2017</a>
	日鉄連	(3)	アンチダンピング措置の長期継続	・2000年11月10日、日本製継目無鋼管へのAD税賦課開始。 2006年10月4日、1回目サンセット見直しで措置継続。 2012年4月20日、2回目サンセット見直しで措置継続。 2016年10月18日、3回目サンセット見直しで措置継続。 (追加)	・アンチダンピング措置の撤廃。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連	(4)	セーフガード調査の実施	・2010年7月2日、メキシコ経済省は溶接鋼管(輸入HSコード7305.1901、厚さ50.8mm以下、直径8インチ以上、長さ26.82m以内でAPI 5L認証のあるもの)に対し、セーフガード調査を開始。 2012年3月20日、メキシコ経済省が調査の結果、措置の発動を行わない旨、官報告示。 (継続)		
	日鉄連	(5)	輸入モニタリングの煩雑	・1998年9月、鉄鋼製品の輸入に対する牽制及び価格維持による国内産業保護を目指すもので、メキシコ経済省が特定輸入品の価格を特別監視。輸入者は輸入価格を経済省に申請し、指定の検査会社が船積前に書類・現品確認等を行い経済省に報告し、I/Lが発給される。事前承認の検査コスト、煩雑な手続きを嫌がる輸入者も多い。 廃止を求める声強いが当面継続の模様。 (継続)	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
	日鉄連	(6)	輸入自動通知制度の下での事前通知に伴う通関手続き遅延のおそれ	・2013年12月5日、経済省が「経済省が定める貿易に関する一般規則と基準」を改定する省令を官報公示し、対象の鉄鋼製品113品目を輸入する場合、経済省に事前通知を義務付け。 通知の際には、ミルシート(鋼材検査証明書)を添付する必要があるため、通関手続き遅延が懸念される。また、通知の際の手続き等において不明確な部分が存在している。 2014年8月11日、経済省は「経済省が定める貿易に関する一般規則と基準」(経済省貿易細則)の改正を公布。2013年12月に公布された鉄鋼関連の輸入自動通知の書類記載事項等に追記や一部修正を加え通関手続きを簡素化・具体化 2015年9月29日、対象品目を新たに25品目(熱延鋼板、表面処理鋼板、形鋼、線、線材、鋼管、撚り線など)追加する旨、官報告示。 2016年4月13日、対象品目を新たに8品目(鋼管)追加する旨、官報告示。 (追加)	・手続きの明確化。	・「経済省が定める貿易に関する一般規則と基準」(経済省貿易細則) ・「経済省が定める貿易に関する一般規則と基準」(経済省貿易細則)の改正
	自動部品	(7)	輸入手続きの煩雑さ	・原材料、製造設備等の輸入に関わる事務処理が煩雑。通関に加え、付随する様々な書類の準備も必要で、社内対応困難なものは外部業者への委託が必要となり、結果コストもかさむ。またIMMEX関係で申請にミスがあった際、業者がオンラインで申請内容を確認できないため発見が遅れ大きな問題となるなど、運用面でも少なからず問題点があるように思われる。	・制度の撤廃ないし手続の簡素化。	
	日機輸	(8)	NAFTA見直し及び関税策による製品販売減の恐れ	・NAFTAの再検討及び関税策により、三カ国間の貿易が影響を受けるとともに、カナダ・メキシコにおける製造メーカーの投資減少に起因する機材販売の低迷を招来。	・関税の適正化。	・NAFTA再交渉 ・USTR、トランプ米政権の「NAFTA再交渉の目的」を公表;再交渉初会合は2017年8月16日~20日にワシントンD.C.で開催予定

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
9	日機輸	(9)	EPA原産地証明	<p>・日墨EPAにて定義されている税制恩典品目リストは、HS2002で作成されている為、日本輸出時の原産地証明書はHS2002に基づき作成されているが、HS2012によりコード変更になった品目を輸入する際、メキシコ側税関の通関システムがHS2012に変更済みの為、原産地証明書に記載のHS2002コードが該当なしとして、免税が受けられていない事象が2012年より続いている。            具体例: ビデオモニター HS2002 85.28.21 (日本原産地証明書)            HS2012 85.28.59 (メキシコ税関登録)</p>	<p>・日墨EPAの定義に基づき、HS2002での原産地証明書を有効とし、免税処理が受けられる様、メキシコ経済省よりメキシコ税関担当者に通達を出す。</p>	<p>・日墨EPA条文 Annex 1</p>	
	日鉄連	(10)	PITEX制度の一部変更	<p>・2000年11月よりNAFTA域内での完結取引とそれ以外を差別化させる目的で、NAFTA域外からの資材・構成部品輸入でNAFTA域内に最終製品が輸出される場合に輸入関税を賦課。            一時輸入期間は最大150日で最終製品の輸出後60日以内に製品の輸出関税と資材等の輸入関税の差額支払が義務付けられる。付加価値税(IVA)は賦課されない。</p> <p>(対応)            ・経済省は2006年11月1日付官報で、目的や恩典が類似している「マキラドーラ制度」と「輸出のための一時輸入措置(PITEX)」を1本化し、制度利用企業のコスト負担を軽減する新しいマキラドーラ政令を公示した。新制度「製造業・マキラドーラおよび輸出サービス業振興政令(IMMEX)」が11月13日から発効。従来のマキラドーラ(輸出を条件とした保税委託加工)制度とPITEX(輸出のための一時輸入措置)を統合してIMMEX(輸出向け製造・マキラドーラ・サービス業振興プログラム)となり、手続きの簡素化が図られた。</p>		<p>・IMMEX 政令(Decreto para el Fomento de la Industria Manufacturera, Maquiladora y de Servicios de Exportacion = 輸出向け製造・マキラドーラ・サービス産業の振興のための政令/2006年11月1日付連邦官報公布、同年同月13日施行)</p>	
12	為替管理	自動部品	(1)	大幅な為替変動	<p>・2013年の会社設立以降、対USDドル・円ともペソ安が大幅に進み、USDドル・円建て輸入のペソ価格の上昇、債務の為替評価損計上等、会社の収益の大きな攪乱要因となっている。輸出の対米依存度が強く、米国の動向に左右される部分が多いのは理解できるが、一企業での為替リスクヘッジにも限界があるため、メキシコ政府には為替安定化のための施策を推進してもらいたい。            ・為替による購入コスト上昇による、価格競争力の低下。</p>	<p>・為替の安定化。             ・為替安定化。</p>	
13	金融	日機輸	(1)	外国送金規制	<p>・現地法人の輸入代金に関して、海外向け支払時に中央銀行への報告が新たに義務付けられた(2014年1月より)。            (継続)</p>	<p>・中央銀行への報告義務の撤廃。</p>	
		自動部品	(2)	銀行のサービス品質	<p>・ローカルバンクのサービス品質があまりにも低くレベルアップが不可欠。(日本の常識では信じられないことが起きる)            下記の対応に相当の工数を費やしている。            - 銀行側のシステムの不具合により、システムに入れないことがある、またシステムに入っても決済ができないことがある。            (システム不具合により給与支払いが納期通りできないことあり)            - システム不具合により、パスワードがリセットされ、トークン再発行            - アップロードした支払い明細を承認した後にエラー。</p>	<p>・外部団体による銀行システム監査(他国レベルの水準へのレベルアップ)。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13				<ul style="list-style-type: none"> <li>- 一度送金承認をただけだが、二重送金されていた。</li> <li>(銀行に問い合わせをしたが、システムは問題無かったとの一点張り)</li> <li>- 頻りにシステムデザインを変える為、承認処理に時間がかかる。</li> </ul>		
14 税制	日機輸	(1)	曖昧な付加価値税の免除措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付加価値税の免除措置における条件が曖昧。さらにその説明を受けるための窓口が不明であり、結果として法律事務所に頼らざるを得ないことから多額のコンサルタントフィーがかかる。</li> <li>(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改定IMMEXの詳細がわかる資料の作成と配付。</li> <li>・相談窓口の設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IMMEX政令</li> </ul>
	自動部品	(2)	付加価値税の還付手続の煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付加価値税(IVA)の還付手続が煩雑。また以前よりは改善されたように思われるが、還付申請から実際の還付までのリードタイムが長く、キャッシュフローを圧迫する一因となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付手続の簡素化、還付期限の遵守。</li> </ul>	
	日機輸	(3)	国産品の価格競争力低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メキシコ、NAFTAの地域との間でFTAを締結している国と比べて関税面での障壁があり、日本製品の価格競争力上不利になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TPP等の包括的なFTA締結や、関税の完全撤廃の早期実現をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TPP</li> </ul>
16 雇用	日機輸 自動部品	(1)	就業ビザ取得手続の遅延	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐在員の就業ビザ取得に時間がかかる。</li> <li>(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労ビザ取得に要する時間を短縮して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・査証制度の運用</li> </ul>
	JPETA	(2)	前近代的な労働者利益分配金制度(PTU)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働法により税引前利益の10%を従業員に分配することが決められている。会社に在籍さえしていれば受け取る権利が発生する。</li> <li>(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬分配金の制度の撤廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働法</li> </ul>
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の利益の10%を全従業員(役員除く)で、労働日数と所得額に応じて分配することが決められている。実績や能力による査定はなく、会社に在籍してさえいれば受け取る権利が発生する。</li> <li>(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤廃。それが不可なら競争原理に基づいた改正。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法123条</li> <li>・労働法117～131条</li> </ul>
	日機輸 自動部品			<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に会社の利益を一律に分配することを要求するPTU制度は一般的なものとは言えず廃止して欲しい。</li> <li>(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTU制度を廃止して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTU制度</li> </ul>
	自動部品			<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働法により、税引前利益の10%が当該年度に在籍した従業員に分配されることが決められている。結果として、従業員の評価に関わらず、在籍日数及び賃金レベルでの追加報酬が支払われる仕組み。</li> <li>2012年進出時に確認した際、サービス会社を通じて雇用することにより、本体従業員を極小化し、PTUを管理することは法的にNGであるとの弁護士の見解がありサービス会社は設立せず実施、その見解は未だ生きているが、企業によっては別の解釈により、サービス会社を設立し、PTUをコントロールしているとの話もある。あいまいな法律であれば、明確にするか、廃止して他の明確な法律を策定してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTU制度廃止もしくは、見解の統一できる制度への変更。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働法</li> <li>・PTU制度</li> </ul>
日機輸	(3)	有期雇用の可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有期雇用は、季節性・臨時性のある仕事のみ認められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔軟な要員調整が保証される制度を確立して欲しい。</li> </ul>		
	自動部品	(4)	人材確保の困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離職率が高い。またグアナフアト州は日系企業の進出ラッシュが続き、現業ワーカー、エンジニア、事務スタッフ、日本語通訳といった人材確保がますます困難になって来ている。</li> </ul>		

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産権利化のデータベース整備の不十分	・知的財産の権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 (継続)	・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。	
	日機輸	(2)	特許審査の遅延・質の不均衡	・各国における法整備は進んでいる状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質(担当者によるバラツキ、レベルの差)は課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。 (継続)	・特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力(ASPEC)など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めていただきたい。	
	日機輸	(3)	私的複製補償金制度の不十分	・私的使用目的で、正規に購入した音楽CDをPCに録音、さらに当該PCから携帯オーディオにコピー、放送番組をタイムシフト視聴するために録音・録画、さらに当該複製物を外出時に視聴するためにスマートフォンに再複製、購入した書籍を電子化してタブレットにコピーする、といったことが現実に行われている。 これら行為により、権利者に損害が生じているとは考えられないことから、上記が適法となるように権利制限がなされるべきである。 しかしながら、国によっては、そもそもそれら行為が法文上は違法と位置づけられていたり、一部の行為を適法としていても不十分であることがある。 なお、日本では著作権法30条により、比較的広範に私的使用目的での複製を権利制限している。 (継続)	・現実に即した私的使用目的での複製の権利制限の導入。	・[メキシコ] 私的複製を許容する範囲が文芸・美術の著作物に限定されている。
	日機輸			・私的複製補償金制度は、徴収の合理性や分配の透明性に欠けるなど、デジタル化・ネットワーク化の進んだ現代においては、もはや時代遅れで不合理な制度である。 なお、日本では私的録音に関しては既に事実上の制度凍結の状況になっており、私的録画に関してもデジタル放送に著作権保護技術が適用されていることを背景に補償金制度の対象ではないとの司法判断(知財高裁)が示され、2012年11月の最高裁の棄却決定により確定している。 (継続)	・私的複製補償金制度を有する国についてはデジタル化・ネットワーク化の進んだ時代に合致した合理的な制度への見直しを要望したい。 ・同制度を有しない国については導入しないことを求めるが、同制度導入する場合には上記の見直しと同様の配慮を要望したい(例えば、一律に汎用品に課金しない等、使用実態に基づく損失に応じた課金基準の法文化)。	・[その他] メキシコ、アルゼンチンで制度導入のための法案が審議されたとの情報あり。
日機輸	(4)	リバースエンジニアリング目的での複製の権利制限の不備	・コンピュータプログラムの調査・解析はアイデアを抽出する行為であり、その過程で行われる中間的な複製・翻案にまで権利を及ぼすべきではない。 なお、日本では、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において権利制限が必要との結論に達しており、法改正を待つのみとなっている。 (継続)	・リバースエンジニアリング目的での複製の権利制限の導入。		

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輪	(5)	一時的蓄積及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用に関する権利制限の不備	・通信の過程、著作物の視聴・実行の過程、情報通信の技術を利用した役務提供の過程において、その処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で複製が可能であるべき。 なお、日本では著作権法47条の8(電子計算機における著作物の利用に伴う複製)、著作権法47条の5(送信の障害の防止等のための複製)により権利制限されている。また、平成24年の改正法案(47条の9 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)でもさらなる権利制限がされようとしている。 (継続)	・機器利用時・通信過程における一時的蓄積に関する権利制限及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用に関する権利制限の導入。	
	日機輪	(6)	インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等の権利制限の不備	・インターネット情報の検索サービスを提供するために必要と認められる限度で複製が認められるべき。 なお、日本では著作権法47条の6により、違法に送信可能化されていた著作物であることを知ったときはそれを用いないこと等の条件の下で権利制限されている。 (継続)	・インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等に係る権利制限の導入。	
19 工業規格、基準安全認証	日機輪	(1)	ラベル表示規制の測定規格の不指定	・製品カテゴリーが186品目に渡り、省エネ規制として無意味な品目が大多数である。 各製品に対する試験方法、一日当たりの使用モードが公表されていないため、ラベルに表示するエネルギー消費量の数値が製造者ごとに異なることになる。顧客が製品を購入する時に、数値の比較ができないため、混乱する。待機電力に関する別の強制規格NOM-032が発行(2014年1月23日付けメキシコ官報にてNOM-032-ENER-2013実施が発表、官報の発行日より240日後に適用開始)したが、類似の規制にも拘らず、重複する品目であっても両方の規制が適用される。 (継続)	・対象品目を大幅に絞り込む。 ・試験方法、消費電力量の算出方法については、欧米の規則と整合させる。 ・NOM-032が適用される製品は、本規制を免除する。	・「エネルギーの持続可能な使用のための法律」23条 ・「エネルギーの持続可能な使用のための法律規則」25条および26条 ・メキシコ官報(2014年1月23日付け) DOF: 23/01/2014 NORMA Oficial Mexicana NOM-032-ENER-2013 <a href="http://dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5330530&amp;fecha=23/01/2014">http://dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5330530&amp;fecha=23/01/2014</a> 4
	日機輪			・186品目に及び製品カテゴリーに対して、消費電力量を表示する規制が2011年9月から導入された。しかしながら、未だに規制当局により消費電力量の測定規格が指定されておらず、表示される数値の統一性、信頼性が統一されていない状況が続いている。 顧客が製品を購入する際、顧客を混乱させ、公正な競争が阻害されている可能性がある。 (継続)	・対象製品カテゴリーを絞り込んで頂きたい。 ・試験方法、消費電力量の算出方法を規定する際は、一般的に使用されている既存の国際規格と整合させて頂きたい。	・「エネルギーの持続可能な使用のための法律規則」の25条～28条 ・製造者、輸入者、販売業者および商業者とそのエネルギー消費に関する情報を含めねばならない機器および器具の一覧

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
19	日機輸			・待機電力規格NOM-032が2014年1月23日付けメキシコ官報で公布、官報発行日より240暦日後に適用開始(2014年9月19日から施行)され、その90日後(2014年12月17日)迄に表示を行うことが要求されていて、メキシコ国内の測定機関による待機電力の測定及び認証が要求されている。 既存のエネルギー表示規制との関係が明文化されていない。 (継続)	・メキシコ国外の測定機関における測定及び認証を認めるようにして頂きたい。 ・既存のエネルギー表示規制との関係を明文化して頂きたい。	・メキシコ官報(2014年1月23日付け) DOF: 23/01/2014 NORMA Oficial Mexicana NOM-032-ENER-2013, 待機電力を要する機器及び装置の最大電力基準値、試験方法、表示	
	日機輸	(2)	独自認証制度の導入	・ACアダプターなどの外部電源におけるエネルギー効率に関しては、国際基準としてIEMP3.0に規定される効率レベル規定、及びマーキングの既定が存在しており、IEMP3.0を基準としてACアダプターの省エネ性能を規定することが世界標準となっている中、メキシコにおいては、メキシコ国内での認証取得を要求している。ACアダプター等の世界中に供給する必要のある部品において独自の認証取得を課せられるということは、特別な対応を必要とする為、部材のコストアップや、導入の遅れにつながることを懸念している。	・国際標準規格で有るIEMP3.0を全面的受け入れて頂き、即時の認証要求の撤回をお願いしたい。	・Draft Mexican Official Standard PROY-NOM-029-ENER-2016: Energy efficiency of external power supplies. Limits, test methods and marking (WTO/TBT通報: G/TBT/N/MEX/335)	
23	諸制度・慣行・非 能率な行政手続	日機輸 自動部品	(1)	行政手続きの遅延	・法人の代表者を登録するのに行なうPoder Notarialという手続きなどを含め、行政手続き一般に時間がかかる。 (継続)	・行政手続きに要する時間を短縮して欲しい。	・行政手続き一般
		日化協	(2)	農薬登録審査遅延	・メキシコでは通常農薬登録申請から9か月程度で農薬登録が認可されるが、製品によっては申請2年が経過した現在も認可されていない。審査完了予定時期についてアナウンスもないため、具体的な販売が想定できない。他社も同様の状況である。	・当局による審査スピードを改善するとともに審査完了時期の目安を知らせてほしい。	・NOM-045-SSA-1993 “Pesticides, Products for Agricultural, Forest, Livestock, Garden, Urban and Industrial Use”
		自動部品	(3)	行政機関での情報共有不足	・メキシコ経済省、国税庁(SAT)、その他の行政機関に要求される資料を都度提出しているが、内容的に重複しているところも多い印象がある。共通の情報は行政内でデータベース化するなど、効率化を求めたい。	・行政機関での情報共有。	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	ダンピング対応時の代理人資格制限(メキシコ法学士のみ)及びスペイン語使用強制	・2013年8月、メキシコ経済省より、中国製の鋼製ワイヤーロープに関するダンピング調査開始通知が届いたが、以下の課題が生じた。 - 通知が全文スペイン語であった為、英語翻訳が必要だった。回答期限までの時間が短い中、初動まで不必要な時間がかかった。 - メキシコ政府との通信のための代理人の資格として、「メキシコ法学士資格者」且つ「スペイン語ができること」を求められた。 短期間でまったくの白紙状態から、適切な代理人を探すことは非常に大きな負担となった。 (継続)	・左記、「スペイン語の使用」「メキシコ法学士資格保持者の指名」は関連法令上の要請とのことであるが、下記、配慮をお願いしたい。 - 通信時の使用言語は英語、もしくはスペイン語/英語併記をお願いしたい。 - 自社の利益の代表たる代理人は自由に選択させて頂きたい。 上記が困難な場合、通知から回答提出期限まで、十分な期間を確保して頂きたい。	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	その他	日機輸	(1)	治安の悪化	・2014年7月以降、メキシコシティ近郊当社工場出荷LCD TVの鉄道コンテナによる輸送中に(中南米向け輸出港仕向け)、コンテナ破りによる盗難事件が頻発。同年12月までに四回、各回数百台単位の被害が続いている。鉄道会社Ferromexに対して警備強化を再三要請するも、現在まで適切な措置は採られていない。 (継続)	・広域に渡る犯罪グループによる犯行と思われる、連邦政府による鉄道輸送に係る安全向上のための断固たる措置を求める。	
		自動部品			・グアナフアト州は比較的治安は良いと言われていたが、日系人強盗殺人事件、白昼の銃撃事件等、徐々に治安悪化の兆候も見られる。自分の身は自分で守る努力も当然しているが、治安当局にもより一層の警備強化、検挙率向上に努めてもらいたい。	・警備強化、検挙率向上。	
		日機輸 自動部品	(2)	港湾の混雑	・マンザニョー港は取引量も多く、ピークシーズン時は荷降ろしもままならない。 (継続)	・港湾設備の拡張を進めるなどして、混雑を緩和して欲しい。	・港湾の整備